

## 告 示

### 埼玉県告示第四百四十五号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第六条第四項の規定により、平成二十八年埼玉県告示第六百六十七号により指定した区域の指定を次のとおり全部解除する。

平成二十九年一月三十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 要措置区域としての指定を解除する区域
  - 二 別図のとおり（埼玉県八潮市大字伊草字上根五百六十二番四の一部、五百六十四番一の一部、五百六十五番一の一部、大字新町百九十六番の一部、大字小作田字北開耕地九百七十一番一の一部、九百十八番の一部）
  - 三 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類
  - 四 シス―一・ニ―ジクロロエチレン、トリクロロエチレン
  - 五 講じられた指示措置等
- 汚染土壌の撤去

別図

